

国家公務員の再就職に関する **3**つのルール

- ◆ 国家公務員（OB含む）には、再就職に関する**3つのルール**があります。
- ◆ ルールを守らない場合は、「懲戒処分等の対象」となります！
- ◆ それぞれ次の方は特に気を付けていただき、国家公務員法の遵守に努めてください。

<再就職を考えている方>

 現在のポストと利害関係のある企業等への求職活動はできません。

※一部例外あり。該当するかどうか判断がつかない場合は、各府省の人事担当者まで御相談ください。



国家公務員



(例：自らの名前・職歴の提供)
(例：職務内容や待遇等の求人情報の照会)



企業・団体

<人事担当や企業等と接触する機会がある方>

 国家公務員（OB含む）の再就職をあっせんすることはできません。

※一部例外あり。該当するかどうか判断がつかない場合は、各府省の人事担当者まで御相談ください。



国家公務員



公務員(OB)

(例：公務員（OB）の名前・職歴の提供)
(例：職務内容や待遇等の求人情報の照会)



企業・団体

裏面へ



<契約や処分、許認可などの担当の方>

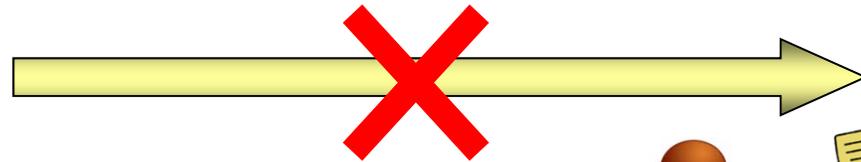
 国家公務員OBは2年間、契約や処分に関して元の職場に働きかけることはできません。

 また、違法の疑いのある働きかけを受けた職員は、「再就職等監察官」に届け出なければなりません。

※一部例外あり。該当するかどうか判断がつかない場合は、各府省の人事担当者まで御相談ください。



(例：再就職先企業との契約を有利にするよう要求)
(例：再就職先企業への許認可を認めるよう要求)
(例：再就職先企業への処分を甘くするよう要求)



再就職等監察官

※ 違反行為の調査などを行うため、再就職等監視委員会に設置

<違反情報の届出・提供、制度に関する問い合わせ先>



再就職等監視委員会事務局

所在地：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3

電話：03-6268-7660～7668（直通）

FAX：03-6268-7659

URL：<http://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou.html>

